

経済産業省

20190322貿局第1号
輸入注意事項2019第2号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正につい
て

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（平成55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成3
1年4月1日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (1)～(4) (略) (5) 特定輸入承認 外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号）第2条に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(ロ)の申請理由書は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。 この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。 なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部<u>漁業取締課</u>あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。 (例) 本件貨物の本邦への陸揚げは、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと認められるので、外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づきその旨を明らかにする。 なお、この輸入の承認に係る貨物は、〇〇丸により運搬されたものに限る。</p> <p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (1)～(4) (略) (5) 特定輸入承認 外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号）第2条に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(ロ)の申請理由書は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。 この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。 なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部<u>管理課</u>あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。 (例) 本件貨物の本邦への陸揚げは、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと認められるので、外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づきその旨を明らかにする。 なお、この輸入の承認に係る貨物は、〇〇丸により運搬されたものに限る。</p> <p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>